

平成30年11月22日

多賀町長 久 保 久 良 様

多賀町監査委員 寺 西 久 和

多賀町監査委員 大 橋 富 造

平成30年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 定期監査の期日

平成30年11月22日

2. 定期監査の対象

福祉保健課の平成30年度の事務事業の執行について

3. 監査の場所

役場3階図書室

4. 監査の主眼および方法

平成30年度に係る所管事務について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、財務と一般事務の処理状況等を担当課長から説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 監査の結果

多賀町役場処務規則等に基づく、福祉保健課の財務に関する事務の執行および一般事務等に係る事務事業については、おおむね適正かつ効率的に管理・執行され、全般的に良好であると認められた。

平成30年11月22日

多賀町議会議長 富 永 勉 様

多賀町監査委員 寺 西 久 和

多賀町監査委員 大 橋 富 造

平成30年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 定期監査の期日

平成30年11月22日

2. 定期監査の対象

福祉保健課の平成30年度の事務事業の執行について

3. 監査の場所

役場3階図書室

4. 監査の主眼および方法

平成30年度に係る所管事務について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、財務と一般事務の処理状況等を担当課長から説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 監査の結果

多賀町役場処務規則等に基づく、福祉保健課の財務に関する事務の執行および一般事務等に係る事務事業については、おおむね適正かつ効率的に管理・執行され、全般的に良好であると認められた。